

青森県新型インフルエンザ対策医療協議会設置要綱

(設置)

第1 本県における新型インフルエンザに係る医療対策の充実を図るため、青森県新型インフルエンザ対策医療協議会（以下、協議会という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討、協議を行う。

- (1) 新型インフルエンザに係る医療提供体制の構築に関すること。
- (2) その他、新型インフルエンザ対策の充実に関すること。

(組織及び任期)

第3 協議会は委員及び会長をもって構成する。

2. 委員は、次に掲げる機関・団体に所属する者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 青森県医師会
- (2) 全国自治体病院協議会青森県支部
- (3) 感染症指定医療機関
- (4) 青森県新型インフルエンザ患者（有症者）マニュアルに定める協力医療機関
- (5) その他新型インフルエンザ対策の検討に必要と認める機関・団体等

3. 委員の任期は、委嘱を行った日から2年間とし、委員が任期の途中で欠けたときには、その後任となる委員の任期は前任者の残任期間とする。

4. 委員が出席できないときには、代理者を出席させることができる。

(会長及び職務代理者)

第4 協議会の会長は、委員の中から互選により選出する。

2. 会長は、委員会の事務を総理する。

3. 会長に事故があるとき又は不在のときは、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は必要に応じて知事が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6 協議会は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、青森県健康福祉部保健衛生課において行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。